

地方独立行政法人  
宮城県立病院機構中期目標  
(平成31年度～平成34年度)

平成30年12月

宮 城 県

地方独立行政法人宮城県立病院機構中期目標

目 次

前文	1
第1 中期目標の期間	1
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1 質の高い医療の提供	1
(1) 精神医療センター	
イ 政策医療，高度・専門医療の確実な提供	
ロ 医療機器，施設の計画的な更新・整備	
ハ 地域医療への貢献	
ニ 医療に関する調査研究と情報の発信	
(2) がんセンター	2
イ 政策医療，高度・専門医療の確実な提供	
ロ 医療機器，施設の計画的な更新・整備	
ハ 地域医療への貢献	
ニ 医療に関する調査研究と情報の発信	
2 安全・安心な医療の提供	3
(1) 医療安全対策の推進	
(2) 院内感染症対策の推進	
(3) 適切な情報管理	
3 患者や家族の視点に立った医療の提供	4
(1) 患者や家族にとってわかりやすい医療の提供	
(2) 病院利用者の利便性・快適性の向上	

4	人材の確保と育成	4
	(1) 医師の確保と育成	
	(2) 看護師の確保と育成	
	(3) 医療従事者の確保と育成	
	(4) 医療系学生等への教育	
	(5) 事務職員の確保と育成	
5	災害等への対応	5
第3	業務運営の改善及び効率化に関する事項	5
	1 業務運営体制の確立	
	2 収益確保の取組	
	3 経費削減への取組	
第4	財務内容の改善に関する事項	5
	1 経常収支比率の均衡	
	2 経営基盤の立て直し	
第5	その他業務運営に関する重要事項	6
	1 人事に関する事項	
	2 就労環境の整備	
	3 病院の信頼度の向上	

## 前文

地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成23年4月1日の設立以降、宮城県立循環器・呼吸器病センター、宮城県立精神医療センター、宮城県立がんセンターの県立3病院を運営し、循環器・呼吸器疾患、精神疾患、がん疾患の専門病院として、民間の医療機関では対応が困難な政策医療や高度・専門医療を提供しており、県民に必要な医療を提供していく上で、極めて重要な役割を担っている。

このうち循環器・呼吸器病センターの医療機能については、栗原中央病院を中心とした県北地域の基幹病院に移管・統合を行い、平成31年度からは宮城県立精神医療センター、宮城県立がんセンターの県立2病院での体制となる。

また、急速に進む少子高齢化や医療技術の進展、入院治療から外来治療への移行、医師、看護師などの医療人材不足など、県立病院機構の経営を取り巻く環境は、今後大きく変化する見込みとなっている。このような医療環境の変化に対して、柔軟に対応するため、法人の組織体制の今後の在り方や役割について検討する必要がある。

さらに、平成23年度からの4年間の第1期病院機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）期間中は、連続して黒字を達成したものの、平成27年度からの4年間の第2期中期目標期間中は、平成27年度から平成29年度までの各年度で大幅な純損失を計上し、債務超過に陥るなど、非常に厳しい経営状況が続いている。このような状況から、健全な法人運営に向けた抜本的な経営改善が喫緊の課題となっている。

このようなことから、平成31年度からの4年間の第3期中期目標期間においては、県民の健康を維持していく上で、これまで県立病院がそれぞれ担ってきた不採算医療を含む政策医療や高度・専門医療を安定的かつ継続的に提供していくという基本的な役割を継続しつつ、医療を取り巻く環境の変化に対応した安全で質の高い医療を提供していくことが求められる。

第3期中期目標は、第2期中期目標期間の業務実績や経営状況、地域の医療環境の変化などを踏まえ、県民が必要とする医療の提供、そのために必要となる医療スタッフの確保、人材育成、効率的な病院の運営など、病院機構が行うべき業務や運営のあり方について示したものである。

病院機構が地方独立行政法人の利点を十分に生かした柔軟で弾力的な病院運営により、良質な政策医療や高度・専門医療を県民に安定的に提供し、県民の安全・安心に寄与するとともに、経営改善を図ることを期待するものである。

## 第1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間とする。

## 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民の医療ニーズを踏まえながら、中期計画において各項目ごとに定量的目標を設定し、県立病院に求められる医療を確実に実施すること。

また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保し、県民の視点に立った運営を行うとともに、医療機能の向上を図るため、優秀な人材の確保や計画的な医療機器の整備に努めること。

なお、医療サービス向上の観点から医療提供体制について、随時、必要な見直しを行うこと。

### 1 質の高い医療の提供

#### (1) 精神医療センター

##### イ 政策医療、高度・専門医療の確実な提供

県における精神科医療の基幹病院として、精神科救急医療システムの24時間運用におけ

る中心的役割を果たすとともに、児童精神科医療についても、早期治療に向け、積極的に取り組むこと。

また、精神疾患の早期発見・早期治療に向けた相談・普及体制の充実強化、患者の社会復帰・社会参加の促進に努めるほか、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）等による司法精神医療への対応など、継続して精神疾患に係る政策医療、高度・専門医療を実施すること。

さらに、身体合併症患者に対する治療の推進及び精神科救急入院料算定病棟の効率化を図るため、他の医療機関との連携の強化に努めること。

#### ロ 医療機器、施設の計画的な更新・整備

病院施設全体の老朽化が著しいことから、県民に対する良質な医療を提供できるよう早急に用地を選定の上、建替え整備を着実に進めること。

また、建替え整備までの間、県立病院として求められる高度・専門医療等を継続的に提供できるよう、償還等の負担、費用対効果等を十分に考慮し、中長期的な投資計画を作成の上、医療機器、施設の計画的な更新、整備に努めること。

#### ハ 地域医療への貢献

地域の医療機関との病病・病診連携<sup>1</sup>（核となる病院と地域の病院・診療所が行う連携）に取り組み、患者の紹介・逆紹介を推進するなど、精神医療センターの持つ医療機能が効率的に発揮されるよう努め、患者が地域において良質な医療を適切に受けることができるよう、他の医療機関との機能分担や協力体制を強化すること。

#### ニ 医療に関する調査研究と情報の発信

本県医療水準の向上が図られるよう、精神疾患に関する知識や理解の普及啓発に努めるとともに、医療に関する調査・研究を推し進め、その成果や情報を積極的に発信していくこと。

また、疾病に関する情報を、セミナーなどを通して広く分かりやすく発信し、県民から信頼される病院づくりに努めること。

### (2) がんセンター

#### イ 政策医療、高度・専門医療の確実な提供

高度・専門医療を提供していくため、診療機能の充実を図っていくこと。

また、東北大学病院との機能分担や連携のもと、県がん診療連携拠点病院として、新指針（「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付け厚生労働省通知））で求められる診療機能や患者相談支援・情報提供機能の強化及びがん登録の質的向上を図り、地域連携を推進し、「全県のがん診療体制」の構築に努めること。

特に、地域のがん患者療養支援ネットワークとの連携並びにがんゲノム医療連携病院として果たすべきがんゲノム医療及び県がん診療連携拠点病院として果たすべき緩和ケアの一層の充実を図り、引き続き医療の質の向上に努めること。

併せて、がんに関する研究が促進されるよう、がんセンター研究所を効率的に運営し、その成果を活かした医療を提供するよう努めること。

<sup>1</sup> 病病・病診連携：核となる病院と地域の病院・診療所が行う連携。必要に応じ、患者を病院・診療所から専門医又は医療設備の充実した核となる病院に紹介し、高度な検査及び治療を提供する。快方に向かった患者は、元の病院・診療所で診療を継続する仕組み。

## ロ 医療機器，施設の計画的な更新・整備

県立病院として求められる高度・専門医療等を継続的に提供できるよう，償還等の負担，費用対効果等を十分に考慮し，中長期的な投資計画を作成の上，医療機器，施設の計画的な更新，整備に努めること。

また，病院施設の老朽化が進行しつつあることから，施設整備事業については，県において実施する在り方検討の結果を踏まえて検討を行っていくこと。

## ハ 地域医療への貢献

地域連携クリティカルパス<sup>2</sup>やICT（情報・通信に関連する技術一般の総称）等の活用により，地域の医療機関との病病・病診連携（核となる病院と地域の病院・診療所が行う連携）に取り組み，患者の紹介・逆紹介を推進するなど，がんセンターが持つ医療機能が効率的に発揮されるよう努め，患者が地域において良質な医療を適切に受けることができるよう，他の医療機関との機能分担や協力体制を強化すること。

## ニ 医療に関する調査研究と情報の発信

本県医療水準の向上が図られるよう，医療に関する調査・研究を推し進め，その成果や情報を積極的に発信していくこと。

また，国の「がんゲノム医療」への推進状況を注視しながら，ゲノム医療に関する正しい情報や知識を収集し，県民への情報提供や普及啓発に努めること。

さらに，治療の実績，疾病や検診に関する情報を，セミナーなどを通して広く分かりやすく発信し，県民から信頼される病院づくりに努めること。

## 2 安全・安心な医療の提供

### (1) 医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けることができるよう，患者の安全を守ることを旨として，医療安全対策を更に推し進めること。医療安全マニュアル等の見直しを定期的に行ない，職員に対して周知を徹底すること。

万が一，医療事故やインシデント，ヒヤリ・ハットが発生した場合には，その事例の把握・検証を実施し，再発防止体制を強化していくこと。

### (2) 院内感染症対策の推進

院内の感染症制御（診断・治療・予防・管理・アウトブレイク対応）に関するシステム化を推し進め，感染症に係る管理体制を強化すること。

また，院内感染が発生した場合に備えて，研修会等を実施し，職員の理解を深めること。

### (3) 適切な情報管理

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号），個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）に基づき，適切な情報管理を行うこと。特に患者の個人情報については，情報セキュリティの重要性を職員に周知徹底するために研修等を実施し，個人情報に対する認識を高めること。

---

<sup>2</sup> クリティカルパス：特定の疾病又は疾患を持つ患者に対する入院指導，入院時オリエンテーション，検査，食事指導，安静度，理学療法，退院指導等が一連の流れとして，スケジュール表にまとめられたもの。これが作成されることによって医療スタッフの情報の共有化及び医療の安全性にもつながること。

### 3 患者や家族の視点に立った医療の提供

#### (1) 患者や家族にとってわかりやすい医療の提供

患者やその家族が、治療の内容を良く理解し、納得して医療を受けることができるよう、インフォームド・コンセント<sup>3</sup>を徹底すること。

また、患者がセカンドオピニオン<sup>4</sup>を希望する場合には、適切に診療情報を提供するとともに、積極的に県立病院におけるセカンドオピニオンの実施に努めること。

なお、患者の権利について十分に理解し、患者の権利に最大限の配慮をもって医療を実践すること。

#### (2) 病院利用者の利便性・快適性の向上

外来診療や検査及び会計に係る患者の待ち時間の改善、プライバシーの確保や快適性に配慮した環境整備、相談を受け付けてから実際に対処するまでの体制の一層の充実、駐車場の整備など、さまざまな面において病院利用者の利便性に配慮すること。

また、患者待ち時間調査や患者満足度調査を実施し、利用者の要望等に応えられるよう努めること。

### 4 人材の確保と育成

#### (1) 医師の確保と育成

医療水準の維持・向上のため、大学との連携強化などにより優秀な医師の確保に努めるとともに、研究・教育研修体制を強化すること。

また、臨床研修協力病院として、積極的な受入れに努めること。

#### (2) 看護師の確保と育成

手厚い看護体制など病院機能の維持・向上のため、養成機関との連携強化などにより、必要となる看護師の確保に努めること。

また、専門看護師や認定看護師の資格取得の促進や研修の実施などにより、看護師の専門性を高め、看護水準の向上を図ること。

#### (3) 医療従事者の確保と育成

病院機能の維持・向上のため、養成機関との連携強化などにより、必要となる薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師等の医療従事者の確保に努めること。

また、専門性を高める各種認定資格の取得を奨励し、病院機能を向上させること。

#### (4) 医療系学生等への教育

養成機関で学ぶ、次世代を担う医療系学生への臨床教育の場としての体制を維持し、積極的に学生を受入れること。

#### (5) 事務職員の確保と育成

各種資格を有し、病院経営や医療事務等病院特有の事務に精通した職員の確保・育成に努め

---

<sup>3</sup> インフォームド・コンセント：診療に当たって、医療側が、患者に対して診断結果に基づく病状、治療の内容、目的、危険性、成功の確率及び他の治療方法等を説明し、患者の同意を得ること。患者の自己決定能力が前提となっており、未成年者等の場合には保護者へのインフォームド・コンセントも必要である。

<sup>4</sup> セカンドオピニオン：患者本人の医療情報を得る過程で、診断を受けた医師と異なった医師の意見を求めること。

ること。

また、職員のスキルアップを図るため、外部研修会等への派遣を行うよう努めること。

## 5 災害等への対応

災害などの重大な危害が発生した場合には、県からの要請に基づき、又は自ら必要と認めるときは、県立病院として医療を迅速かつ適切に提供し、災害後の中長期的な被災者支援に努めること。

また、災害対応マニュアルの見直しや事業継続計画の策定を行なうことにより、災害発生時に患者の安全が確保できるよう対策を講じ、訓練を実施すること。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

他の類似病院等との比較を通して、経営分析を行うとともに、各種指標を活用し、法人業務の全般について最適化を図り、中期計画において各項目ごとに定量的目標を設定し、診療報酬等の増収及び経費節減に取り組み、収支の改善を図ること。

### 1 業務運営体制の確立

地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性に優れた病院運営を実現するため、法人の主体的な意思決定と迅速な実行が円滑に進められるよう、法人の組織体制の在り方を検討するなど、より効果的かつ効率的な業務運営体制を整備すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標や取組の実現に向けた体制の整備を図るとともに、職員研修などを通して、各職員の病院経営に対する意識を醸成させ、経営改善に取り組むこと。

### 2 収益確保の取組

県立病院が有する資源を有効活用し、病床利用率や医療機器の稼働率の向上に努め、外部の経営コンサルタント等への経営評価のアウトソーシングを行うなど、経営の改善を図ること。

また、診療報酬の改定への対応を迅速に行い、確実に事業収益を確保していくとともに、診療報酬の請求漏れや未収金発生の防止及び未収金の早期回収に努めること。

さらに、県立病院が有する情報の有効活用にも努め、変化する医療・経営環境に対応した診療をすることができる組織体制づくりを行い、患者の確保・経営の改善を図ること。

### 3 経費削減への取組

人件費の抑制のほか、医療機器、診療材料及び医薬品の購入方法の見直し、業務委託の見直し並びに後発医薬品の採用など、様々な方法により経費の削減に努めること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

県民に必要な医療を安定的に提供していくため、中期計画において各項目ごとに定量的目標を設定し、経営基盤の立て直しを図り、病院機構全体として経営改善に努めること。

### 1 経常収支比率の均衡

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画を作成し、当該予算による運営の実施により、中期目標期間内の平成32年度までに、病院機構全体として経常収支比率100%以上を達成し、その後も維持すること。



## 2 経営基盤の立て直し

健全で効率的な病院運営を継続するため、設備投資及びそれに伴う将来的な減価償却費の発生額並びに借入金の調達及び将来的な返済額を踏まえ、キャッシュフロー重視の経営を行い、病院機構全体で計画的な資金収支の管理に努め、経営基盤の立て直しを図り、債務超過額の縮減に努めること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

新公立病院改革ガイドライン（平成27年3月31日付け総財準第59号総務省通知）及び県において実施する在り方検討の結果を踏まえた取組を進めること。

また、県立病院として、県民に安心して良質な医療を継続的に提供できるよう、中期計画において各項目ごとに定量的目標を設定し、適切な業務運営に取り組むこと。

### 1 人事に関する事項

県民の医療ニーズや医療制度の変化に応え、良質で安全な医療を提供していくため、必要な医療従事者の迅速かつ柔軟な採用を行うこと。採用に当たっては、最適な職員構成を分析し、適切な職員配置となるよう努めるとともに、積極的に障害者雇用に努めること。

また、多様化する業務に対応できるよう、定型的業務のアウトソーシングや有期雇用職員等の活用を図るなど、適切な職員の配置により、経営効率の高い業務運営体制の構築に努めること。

さらに、人事評価制度の構築・導入を進め、職員の士気向上が図られるよう努めること。

### 2 就労環境の整備

風通しの良い組織づくりに取り組むとともに、職員の健康維持・増進を図るために、各種健診やメンタルヘルスケアを実施すること。

また、ワークライフバランスを推進するための環境整備を図ること。

さらに、各種ハラスメントを未然に防ぐため、形式的なマニュアル整備にとどまらず、研修会の実施や組織体制の構築に努めること。

### 3 病院の信頼度の向上

医療の質やサービスの向上に努め、県立病院に対する県民の信頼を高めていくこと。